

石川県公報

令和3年12月10日

第13464号（金曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示	
○一般競争入札の落札者等	(管財課) 1
○保安林の指定施業要件の変更予定	(森林管理課) 2
○道路の占用を制限する区域の指定	(道路整備課) 3
選挙管理委員会	
○県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の請求の場合の署名者の最低数	3
○県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数	3
○県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数	4
○県教育委員会の教育長又は委員の解職請求の場合の署名者の最低数	4

告 示

石川県告示第473号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

令和3年12月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 落札に係る物品等の名称、数量及び調達方法
 - 新石川県立図書館 備品（事務エリアその1） 仕様書のとおり 購入
 - 新石川県立図書館 備品（事務エリアその2） 仕様書のとおり 購入
 - 新石川県立図書館 備品（事務エリアその3） 仕様書のとおり 購入
 - 新石川県立図書館 備品（事務エリアその4） 仕様書のとおり 購入
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県総務部管財課
金沢市鞍月1丁目1番地
- 落札者を決定した日
令和3年11月22日
- 落札者の名称及び所在地
 - 1(1) 株式会社にしき堂
小松市問屋町35番地
 - 1(1) 株式会社島田商会
金沢市広岡2丁目1番14号
 - 1(3) 株式会社タマイ
金沢市問屋町1丁目1番地
 - 1(4) 株式会社山岸製作所
金沢市小金町3番31号
- 落札金額
 - 1(1) 17,930,000円
 - 1(2) 10,049,600円
 - 1(3) 15,598,000円
 - 1(4) 14,300,000円
- 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和3年10月21日

石川県告示第474号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和3年12月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
能美市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び能美市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
能美市中町△80の1、80の6
- 2 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び能美市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
能美市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び能美市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

石川県告示第475号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、その関係図面は、令和3年12月10日から同月24日まで縦覧に供する。

令和3年12月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 道路の種類、路線名、占用を制限する区域及び関係図面の縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	関係図面の縦覧場所
主要地方道	金沢小松線	小松市本江町ハ165番1地先から 小松市本江町ニ169番地先まで	南加賀土木 総合事務所 維持管理課

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和3年12月10日

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第93号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

令和3年12月10日

石川県選挙管理委員会

18,927人

石川県選挙管理委員会告示第94号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

令和3年12月10日

石川県選挙管理委員会

218,289人

石川県選挙管理委員会告示第95号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による各選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

令和3年12月10日

石川県選挙管理委員会

選 挙 区 名	最 低 署 名 者 数
金 沢 市 選 挙 区	125,580人
七 尾 市 選 挙 区	14,558人
小 松 市 選 挙 区	29,424人
輪 島 市 選 挙 区	7,459人
珠 洲 市 鳳 珠 郡 選 挙 区	11,251人
加 賀 市 選 挙 区	18,421人
羽 咋 市 羽 咋 郡 南 部 選 挙 区	9,713人
か ほ く 市 選 挙 区	9,908人
白 山 市 選 挙 区	31,117人
能 美 市 能 美 郡 選 挙 区	15,073人
野 々 市 市 選 挙 区	14,579人
河 北 郡 選 挙 区	17,732人
羽 咋 郡 北 部 選 挙 区	5,697人
鹿 島 郡 選 挙 区	4,928人

石川県選挙管理委員会告示第96号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県教育委員会の教育長又は委員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

令和3年12月10日

石川県選挙管理委員会

218,289人